

生物多様性国家戦略の概要

1 根拠・策定主体

[根拠] 生物多様性条約第6条

[策定主体] 地球環境保全に関する閣僚会議（平成7年10月31日決定）

2 意義・内容

[意義] 生物多様性という観点から長期的な目標を明らかにし、我が国の施策を体系化したもの。各省庁の関連施策の推進と相互の連携を促すとともに、生物多様性への国民の関心と理解を深め、地方公共団体、民間団体等国以外の主体の取組を促進するもの。

[内容]

第1部：「生物多様性の現状」として日本と世界の生物多様性の現状を記述

第2部：「生物多様性の保全と持続可能な利用のための基本方針」

基本認識として、

- 生物多様性は人類の存在基盤であり、多様な価値を内包
- 近年、人間活動による著しい減少が懸念
- 多様性の保全と持続可能な利用は、将来世代の可能性を守るために重要な長期的な目標としては大きく次の3点
- **様々なレベルでの多様な生態系と生物種の保全と持続可能な利用**
- **生物の安定的な維持を図るため、大面積の保護地域の適切な管理と保護地域間の連携の確保**
- **動植物に絶滅のおそれを生じさせないこと**

第3部：「施策の展開」として自然環境の保全や生物資源の利用に関する関係各省の現行施策を整理し記述

第4部：「戦略の効果的実施」として、各主体や各種計画との連携、戦略の進捗状況の毎年の点検、5年後程度の見直しを記述

3 策定経緯

1994年12月：生物多様性条約第1回締約国会議で次回締約国会議（95年11月）までに国家戦略を策定するよう努力する旨公表

1995年6月～：環境庁素案作成、条約関係省庁連絡会議構成省庁で協議

8月：政府原案公表、国民意見聴取（230団体・個人が意見提出）

～9月：説明会開催（120名参加）、修正方針説明会開催（110名参加、政府側40名出席）

10月：連絡会議で修正案を了承し、地球環境保全関係閣僚会議で決定

11月：生物多様性条約第2回締約国会議において、国家戦略の策定を報告